

北九州市監査公表第25号

令和3年11月15日

北九州市監査委員	小林	一彦
同	廣瀬	隆明
同	森本	由美
同	渡辺	均

監査委員の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

- 1 監査の種類
定期監査
- 2 措置を講じた局
子ども家庭局
小倉南区役所
- 3 監査の期間
令和2年11月6日から令和3年5月27日まで
- 4 監査公表の時期
令和3年7月30日（令和3年監査公表第15号）

5 監査の結果に基づく措置状況

(1) 子ども家庭局

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 契約事務</p> <p>(ア) <u>委託契約事務について</u></p> <p>(青少年課)</p> <p>令和元年度に青少年課が実施した委託契約事務について、①契約期間が平成31年4月1日から同年6月30日までの契約しか締結されていないにもかかわらず、業務は1年間行われていたもの、②仕様書に業務内容の詳細が明記されていなかったもの、③契約締結の決裁文書上の決裁を完了した日付が契約日後となっていたもの、④契約書への押印が契約期間終了後になされていたもの等、不適正な事務処理が行われていた。</p> <p>市会計規則では、歳入の徴収又は収納の事務を委託しようとする私人との間に契約を締結しなければならないとされている。</p> <p>市委託業務要綱では、委託に当たっては、委託業務の内容及び範囲を明らかにするとともに、その仕様を定めなければならないとされている。</p> <p>市支出負担行為整理区分規則では、委託料の支出負担行為として決裁を受け処理する時期は、契約を締結しようとするとき又は支出を決定しようとするときとされている。</p> <p>市契約規則では、競争入札の落札の決定通知を受けたとき又は随意契約の</p>	<p>指摘された点については、今後、同様の間違いが生じないように、令和3年6月23日に共通業務として新規に契約事務に係る業務マニュアルの作成及びリスク評価シートの更新を実施し、適正な事務処理を行うよう対策を講じた。</p> <p>また、再発防止策について令和3年5月24日に実施した事務改善会議で、指摘事項の確認と今後の対応について課内全職員に周知した。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>相手方となったことを知ったときは、5日以内に契約書に記名押印しなければならないとされている。</p> <p>市文書管理規則では、文書等は、すべて正確かつ迅速に取り扱うこととされている。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ その他事務</p> <p>(ア) <u>効果的な事業の執行について</u> (子育て支援課)</p> <p>放課後児童クラブ消防設備保守点検業務委託は、放課後児童クラブで使用する市有建築物において、年2回の消防用設備等の法定点検及び保守を行うものである。令和元年度の当該事業において、対象となる85施設で、同じ消防用設備機器点検を令和元年12月から令和2年3月までの短期間で2回実施しており、効果的な事業運営となっていなかった。</p> <p>消防法では、消防用設備等について、消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するように、設置し、維持しなければならないとされている。また、同法施行規則及び消防庁告示により、消防用設備等の点検の期間は6月とされている。</p> <p>事業の有効性と経済性の観点から、消防用設備等の点検周期の見直しを検討し、より適切な施設維持管理に努められたい。</p>	<p>指摘された点については、今後、同様の間違いが生じないように、令和3年2月24日に、業務マニュアルに「消防点検」の項目を新たに追加し、この中で、実施時期を「1回目は8～9月、2回目は2～3月に実施」と明記し、手順として「7月頃に業者から見積を取り、入札を実施」と明記した。併せて、リスク評価シートの更新を行い、適正な事務処理を行うよう対策を講じた。</p> <p>また、令和3年6月28日に実施した事務改善会議で、今回の指摘事項、再発防止策及び効果的な事業の執行について課内職員に周知徹底を行った。</p> <p>《局全体の対応について》</p> <p>令和3年8月4日に実施した局内幹部会において、今回の指摘事項の内容を説明し、適正な契約事務、効果的な事業の執行を行うよう周知するとともに、各課の事務改善会議などでも周知するよう指導した。</p>

(2) 区役所

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>ア 契約事務</p> <p>(ア) <u>委託契約事務</u>について</p> <p>(小倉南区役所総務企画課)</p> <p>令和元年度小倉南区役所定期点検業務委託（建築設備）契約の実施において、予定価格が100万円を超えていたにもかかわらず、競争入札を行わず、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を適用し、少額随意契約を行っていた。また、契約にあたっては、随意契約により契約する場合の事前確認表により課長及び係長が確認を行っているが、予定価格が100万円以下であるかという確認項目を適としており、チェック機能が働いていなかった。</p> <p>地方自治法施行令では、随意契約ができる場合の一つとして、予定価格が普通地方公共団体の規則で定める額を超えない場合としており、市契約規則ではその額を100万円と定めている。</p> <p>また、委託業務契約に係る事前確認表の作成について（契約室長通知）では、委託業務契約を締結するときは、課長が係長とともに、委託業務要綱に定める事務処理を適正に行っているか等について、事前確認表による確認を必ず行い、事前確認の結果、疑義が生じたものや不相当と認められたものは</p>	<p>今回の指摘事項については、令和2年12月の実査時に指摘を受けた後、直ちに課内で共有し、業務委託契約事務の手引き等、契約及び会計に関する事務手順を再確認するよう注意喚起を行った。</p> <p>また、監査の結果を受け、改めて以下のように事務の適正処理の周知徹底を図った。</p> <ul style="list-style-type: none">・委託契約等にあたっては予定価格に応じた契約方法について留意するよう指摘事項を業務マニュアルに加筆し、課内共有した。・令和3年6月25日に開催した事務改善会議において、監査結果の内容について再度報告し、適正な事務処理を行うよう改めて周知・徹底を図った。 <p>なお、区役所全体の取組みとして、令和3年6月2日に開催した小倉南区役所幹部会において今回の指摘事項を周知し、事前確認表による課長及び係長のチェックを徹底するとともに、各所属において適正な事務処理のルールの確認等を行うこととした。</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>、速やかに見直しを行い、委託業務の適正化に努めることとされている。 適正な事務処理をされたい。</p>	

監 査 の 結 果	措 置 状 況
<p>イ その他事務</p> <p>(ア) <u>市が事務局となっている団体の事務について</u></p> <p>(小倉南区役所コミュニティ支援課)</p> <p>小倉南区役所コミュニティ支援課が事務局となっている「まつりみなみ実行委員会」の資金前渡による物品の購入事務についてみたところ、①資金前渡者が現金を受領した日と預金通帳から引き出された日が異なる、②精算日以降に物品購入代金の領収証を受けている、③実際の精算に伴い戻入が遅れ、長期間現金を保管していた等、不適正な事務が見受けられた。</p> <p>市が事務局となっている団体等の事務については、公務として行う以上、市の公金取扱いに準じた事務処理が求められる。</p> <p>適正な事務処理をされたい。</p>	<p>今回の指摘事項については、令和2年12月の実査時に指摘を受けた後、直ちに課内で共有し、資金前渡の取扱いについて、市会計規則を再確認するよう注意喚起を行った。</p> <p>また、監査の結果を受け、下記内容を改めて周知・徹底し、再発防止のため業務マニュアル及びリスク評価シートを改正するとともに、令和3年6月25日に事務改善会議を開催した。</p> <p>①資金前渡された現金の正しい受領日を記入するため、日付は、前渡金の受け渡し時に、担当職員と資金前渡者でダブルチェックしたうえで、資金前渡者が記入する。</p> <p>②資金前渡された現金の正しい精算日を記入するため、担当者は、通帳とともに、添付の領収書の日付を確認したうえで日付を記入する。係長、課長も同様の確認を行ったうえで精算の決裁を行う。</p> <p>③資金前渡された現金については、市会計規則第53条を遵守し、用務終了後速やかに精算する。係長、課長は、随時、現金が保管されていないか確認する。</p> <p>なお、区役所全体の取組みとして令</p>

監 査 の 結 果	措 置 状 況
	<p>和 3 年 8 月 に、 現 金 の 適 切 な 管 理 を 徹 底 す る た め、 現 金 管 理 の 緊 急 点 検 及 び 業 務 マ ニ ュ ア ル、 リ ス ク 評 価 シ ー ト の 確 認 ・ 見 直 し を 実 施 し た。</p>